九　火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。ただし、貯蔵の委託を受けた火薬類を返還する場合その他の新しいものを先に出すことがやむを得ない場合にあつては、この限りでない。

十　火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残つている場合にあつては、異常の有無に注意をすること。

十一　ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、当該ニトログリセリンを分解して除去すること。

十二　外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が漏れ出した場合にあつては、内容物を点検し、遅滞なく火薬類を消費し、又は廃棄すること。

十三　［略］

十四　火薬庫に設置してある警鳴装置については、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一　［略］

二　火薬庫の構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三　火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

四　［略］

五　火薬庫に窓を設ける場合にあつては、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、直射日光により火薬類が変質し、又は爆発し、若しくは発火することを防止するための措置を講ずるとともに、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

六　火薬庫の床には、地盤面からの湿気を防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が湿気により変質するおそれがないときは、この限りでない。

七　火薬庫の内面には、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用すること。ただし、火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦により当該火薬類が爆発し、又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

七の二　火薬庫の床面には、鉄類を表さないこと。

八　火薬庫の換気孔は、火薬庫内の温度及び湿度の変化を少なくするように適切に設置するとともに、盗難を防止するための措置を講ずること。

九　火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。

十　火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残つている場合には、異常の有無に注意をすること。

十一　ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液（か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリツトルに溶解し、これにアルコール一リツトルを混入したもの）を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。

十二　外装容器からニトログリセリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。

十三　［略］

十四　火薬庫に設置してある警鳴装置については、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

2　［略］

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条　地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一　［略］

二　構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。

三　火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。

四　［略］

五　窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。

六　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

七　搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。

［新設］

八　換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。